

8 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

8-1 入学前に必要な費用

| | | |
|-------|----------|-----------|
| 入学検定料 | | 17,000 円 |
| 入学料 | 秋田市民 ※ | 282,000 円 |
| | 秋田市民以外の者 | 423,000 円 |

※ 「秋田市民」とは、本学入学の日の 1 年前から引き続き秋田市に住所を有する者をいう。
(その配偶者または 1 親等の親族がこれに該当する者を含む)

8-2 在学時に必要な費用

| | |
|---------------|-----------|
| 授業料 ※1 | 535,800 円 |
| 後援会費 (4 年分) | 60,000 円 |
| 学生会費 (4 年分) | 13,000 円 |
| 傷害保険料等 (4 年分) | 4,660 円 |

※1 前後期に分納 (各 267,900 円)

このほか、教科書・用具・材料費等の学修経費が別途必要になります。

8-3 授業料減免

経済的な理由で入学料や授業料の納付が困難な学生を対象に、入学料・授業料を減免したり、納付を猶予したりする制度がある。

8-4 奨学金

| | |
|------|---|
| 制度名 | 秋田公立美術大学奨学金 |
| 受給資格 | 在学中の修学意欲を高めるために設置した、本学独自の奨学金制度 |
| 支給枠 | 学年毎に前年度の成績上位者 (2 年生および 3 年生は 3 名以内、4 年生は 6 名以内) |
| 支給金額 | 1 人あたり 10 万円 |